佐世保市建設工事等に係る事故報告要領

（趣旨）

第１条　この要領は、佐世保市が発注する建設工事及び委託業務（建設工事に係る地質調査、測量業務、設計業務その他維持管理業務等をいう。）（長崎県建設工事共通仕様書に基づき発注するものに限る。以下「建設工事等」という。）において事故が発生した際に、市及び受注者双方で迅速・適切な対応を図るため、報告を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（建設工事等の受注者の事故への対応）

第２条　建設工事等の受注者（以下「受注者」という。）は、工事現場等で事故が発生した場合、人命救助及び二次災害の防止を第一として、現場において必要な措置を講じるとともに、次条以下に定めるところにより、市に報告等を行わなければならない。

（報告を要する事故の範囲）

第３条　受注者は、建設工事等に際し、別表に定める事故が発生した場合は、監督担当課に報告等を行わなければならない。

（事故発生の通報）

第４条　受注者は、事故が発生した場合、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに監督担当課に通報するものとする。

（事故発生の速報）

第５条　受注者は、前条の通報後速やかに、監督担当課長に事故等発生速報（様式１）を提出するものとする。

２　監督担当課長は、前項の規定による速報を受けたときは、速やかに、技術監理課長にその写しを送付する。

（事故発生の報告）

第６条　受注者は、前条の速報後速やかに、監督担当課長に事故等発生報告書（様式２）及び関係書類により事故の詳細等を報告するものとする。この場合において、受注者は、事故後の状況等に変化があったときはその都度報告するものとする。

２　監督担当課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、施工上の安全管理措置が適切であったか否かの意見を付し、技術監理課長にその写しを送付する。

（情報の共有）

第７条　技術監理課長は、監督担当課からの速報及び報告を受けたときは、速やかに契約課長にその写しを送付する。

附　則

この要領は、平成２９年８月４日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和元年７月１７日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故種別 | 名称 | 内容 |
| 工事関係者事故 | 労働災害（死傷） | 輸送作業又は工事区域における工事関係作業に起因して、工事関係者が死傷した事故 |
| 労働災害（第９６条に定める報告） | 労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第９６条による報告対象となる事故（事業場又はその附属建設物内における火災又は爆発の事故、クレーンの転倒、簡易リフトの墜落等） |
| 公衆災害事故 | 公衆損害（死傷） | 輸送作業又は工事区域における工事関係作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故 |
| 公衆損害（物損） | 輸送作業又は工事区域における工事関係作業に起因して、第三者の資産に損害を与えた事故 |
| もらい事故（死傷） | | 輸送作業中又は工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して、工事関係者が死傷した事故 |
| 重大事故 | | 新聞に掲載されるような社会通念上、重大な事故 |
| その他の事故 | | その他報告が必要と判断される事故 |

　備考

１　輸送作業とは、資機材・工場製品の輸送作業をいう。

２　工事区域とは、工事作業場及びその隣接区域をいう。